昭和32年８月12日第三種郵便物認可
毎月１回１日発行　平成23年４月１日 No. 715

労働基準情報

岩手

April
4
2011

『夜桜並木（北上展勝地）』　写真：眞舘弘治

「安全専一」から100年
未来へつなごう安全の心

〔目次〕

東日本大震災の被害を受けられた会員各位に
心よりお見舞い申し上げます …… 2
「安全専一」から100年　未来へつなごう安全の心 …… 3
労働安全衛生規則（プレス機械対策等）が改正されました …… 4
顔などにやけどや傷跡が残った場合の障害等級の見直しについて …… 5
クウェスチョン …… 6
新会員事業所のお知らせ、快適職場事業場、
岩手労働基準協会人事、死亡労働災害速報 …… 7
講習会のお知らせ …… 8～9

第三種郵便物承認平成23年４月１日発行労働基準情報岩手

東日本大震災の
被害を受けられた会員各位に
心よりお見舞い申し上げます。

この度の東日本大震災の被害を受けられた会員各位に心よりお見舞い申し上げます。

早期に復旧できますようご祈念申し上げます。

公益財団法人　岩手労働基準協会

代表理事　三　浦　　宏

労働基準情報岩手４月号は、本日現在、送付の手段が確立していない状況ですので、
ホームページのバックナンバー欄に掲載させていただきます。

2011年は産業安全運動の創始から100年

スローガン

「安全専一」から100年　未来へつなごう安全の心

1　産業安全運動100年記念「第70回全国産業安全衛生大会」の開催

2011年（平成23年）10月12日㈬、東京・有楽町の東京国際フォーラムにおいて、「産業安全運動100年記念『第70回全国産業安全衛生大会』」を開催します。記念シンポジウムの他、分科会においても特別講演などを予定しています。

記念シンポジウム　『安全文化』は構築できるか ～これからの安全衛生活動を展望する～

シンポジスト

作　家
やなぎだ くにお
柳田邦男

工学院大学 グローバルエンジニアリング学部教授
はたむら ようたろう
畑村洋太郎

立教大学 現代心理学部心理学科教授
は が しげる
芳賀　繁

（写真は21年度の全国産業安全衛生大会（さいたま市））

コーディネーター

労働評論家
元日本労働研究機構 理事
くたに よしろう
久谷與四郎

2　産業安全運動100年記念展示

「産業安全運動100年記念『第70回全国産業安全衛生大会』」の会期中、同一会場で併催します。産業安全運動100年の歴史を年表、写真などで振り返るとともに、懐かしい安全衛生ポスターや安全衛生保護具の改良の歴史などについてのパネルのほか、貴重な展示物を取りそろえることとしています。

また、「安全専一」の標示板の実物も展示されます。

3　産業安全運動100年の記録映像の制作

安全衛生活動に関わる貴重な映像や写真による産業安全運動100年の記録映像を制作し、「産業安全運動100年記念『第70回全国産業安全衛生大会』」等で上映します。

安全衛生活動がいかに始まり、時代とともに変遷してきたかを、安全衛生にかけた先人の映像などによって振り返ります。

産業安全運動100年記念サイト

産業安全運動100年記念事業に関する全ての内容の詳細は、産業安全運動100年記念サイトに順次掲載していきますので、最新情報については、本記念サイトをご覧ください。

CONTENTS

① 産業安全運動100年記念事業とは
② 12の記念事業についての詳細
③ わが社の100年記念活動の書き込み
④ 年表と写真で辿る 産業安全運動100年の軌跡
⑤ 懐かしの安全衛生ポスターギャラリー

本記念サイトは「安全100年」のキーワードでインターネット検索をすることができます。

安全100年　検索

記念サイトアドレス（URL）
http://anzen100nen.jisha.or.jp/

安全専一の標示板

第三種郵便物承認平成23年４月１日発行労働基準情報岩手

労働安全衛生規則（プレス機械対策等）が改正されました

プレス機械による労働災害は、依然として高い水準で発生しており、その多くが指の切断など後遺障害を伴うものとなっています。今回、プレス機械による挟まれ災害などの対策を強化するため、プレス機械に取り付ける新たな安全装置の追加や手払い式安全装置の原則使用禁止など、労働安全衛生規則の一部が改正されました。

改正規則は平成23年７月１日から施行されます。規則の改正とあわせて、「プレス機械又はシャーの安全装置構造規格」・「動力プレス機械構造規格」も改正されています。

○プレスブレーキは、材料を手に持って加工する場合など、現行の光線式安全装置が使いにくいことがあります。今回の改正により、一定の条件（※１）を満たすプレスブレーキについて、「プレスブレーキ用レーザー式安全装置」が使用できるようになりました。この安全装置については、今回、「プレス機械又はシャーの安全装置構造規格」にも、新たに規定されています（第22条の２）。

この安全装置は、プレスブレーキの停止性能に応じ、身体の一部がスライドに挟まれるおそれがないよう、上型の近傍に検出機構のレーザー光線を配して使用します。

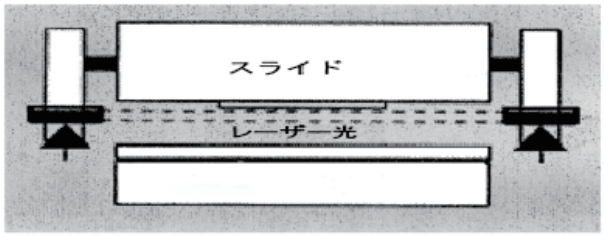

安全装置を設置しない場合

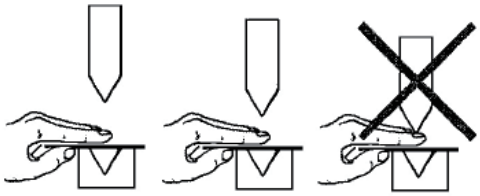

安全装置を設置した場合

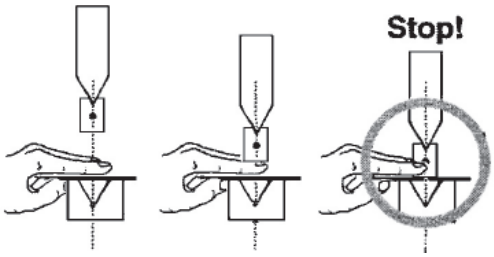

○プレス機械の手払い式安全装置は簡便な安全装置として使用されてきましたが、足踏みスイッチのプレス機械に設置した場合に、手を払いきれずにスライドに手を挟まれることがありました。そこで、今後は原則使用禁止とされます。ただし、両手操作式のプレス機械など一定の条件（※２）を満たすものに限り、当分の間、使用することができます。

○労働者に危険を及ぼすおそれのある機械のストローク端については、改正前は工作機械にのみ、柵、覆いなどを設けることが規定されていましたが、工作機械以外の移動するテーブルやラムを有する機械でも、テーブルと建物設備の間に挟まれる死亡災害が発生していることから、ストローク端のリスクを有するすべての機械について、危険防止のための措置を講じなければならないこととされました。

危険を防止する措置とは、例えば、①覆い・柵を設けること、②光線式安全装置・マット式安全装置を設置し、作業者の進入を検知したときに機械の作動を停止させること、などがあります。

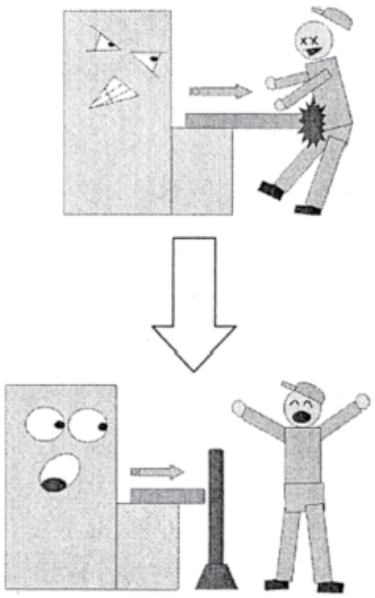

※1、※2の内容は５ページに記載

顔などにやけどや傷跡が残った場合の障害等級の見直しについて

労働基準法施行規則及び労働者災害補償保険法施行規則の一部が改正されました

業務上又は通勤による災害で、身体に障害が残ったときは労災保険から「障害（補償）給付」が支給されます。その際、労働者災害補償保険法施行規則に定められている障害等級表に基づいて障害認定が行われますが、外ぼうの醜状障害については、平成22年２月１日に改正され、同日施行されました。

障害等級表の改正内容及び外ぼう障害の障害等級認定基準については、以下のとおりです。

※外ぼうとは
頭部、顔面部、頸部のごとく、上肢及び下肢以外の日常露出する部分をいいます。

■改正省令の主な改正内容

○障害等級の男女差の解消

男女別となっていた外ぼう障害に係る障害等級の規定を改め、性別に関わりない規定に改正されました。

○障害等級の新設

外ぼう障害に係る医療技術の進展を踏まえ、醜状の程度を相当程度軽減できるとされる障害については、新たに設定する障害等級（第９級）により評価されます。

現　行	
障害等級	身体障害
第７級	女性の外ぼうに著しい醜状を残すもの
第９級	－
第12級	男性の外ぼうに著しい醜状を残すもの
	女性の外ぼうに醜状を残すもの
第14級	男性の外ぼうに醜状を残すもの

改正後	
障害等級	身体障害
第７級	外ぼうに著しい醜状を残すもの
第９級	外ぼうに相当な醜状を残すもの（新設）
第12級	削除
	外ぼうに醜状を残すもの
第14級	削除

■経過措置について

この改正省令の施行に当たっては、平成22年６月10日以後に、改正前の障害等級表の男性の障害等級により、障害補償給付に関する支給決定を受けた者については、改正後の障害等級表を適用することとされています。

お心当たりのある方は、障害（補償）給付の支給決定をおこなった労働基準監督署等にお尋ねください。

（※１）プレスブレーキ用レーザー式安全装置を取り付けることができるプレスブレーキは以下のいずれの条件も満たすものです。
⑴　スライドの速度を毎秒10ミリメートル以下の低速度にすることができるものであること。
⑵　⑴の低速度でスライドを作動させるときは、スライドの操作部を操作している間のみスライドを作動させるものであること。
　例えば、足踏みスイッチを用いる場合は、踏んでいる間のみスライドが作動するもの。

（※２）当分の間、手払い式安全装置を使用することができるプレス機械は以下のいずれの条件も満たすものです。
⑴　毎分ストローク数が120以下である両手操作式のプレス機械であること。
⑵　ストローク長さが40ミリメートル以上であって防護板（防護板の長さが300ミリメートル以上のものにあっては、300ミリメートル）の長さ以下のもの。

クウェスチョン

労働条件通知書の交付について

Q　新規に労働者を採用しますが、雇用契約を交わしたときに忘れてはいけない手続きはどんなことですか？

A　労働者を採用した時、事業主は賃金や労働時間などの労働条件を書面に明示して交付することが必要です（労働基準法第15条）。必要な項目を完備した「労働条件通知書（モデル様式）」を参考にして、採用後にトラブルが発生しないように誠実な労働契約を結びましょう。

「労働条件通知書（モデル様式）」は、建設業や林業など事業の種類、常用や日雇など雇用形態によって区分した次の８種類のモデル様式があります。この様式は岩手労働局ホームページのダウンロードコーナーからダウンロードしてご利用いただけます。

①「一般労働者用（常用、有期雇用型）」
②「一般労働者用（日雇型）」
③「短時間労働者・派遣労働者用（常用、有期雇用型）」
④「派遣労働者用（日雇型）」
⑤「建設労働者用（常用、有期雇用型）」
⑥「建設労働者用（日雇型）」
⑦「林業労働者用（常用、有期雇用型）」
⑧「林業労働者用（日雇型）」

※岩手労働局ホームページアドレス
（http://www.iwate-roudou.go.jp/）

平成22年４月１日から施行された改正労働基準法により、新たに次の３項目が追加されましたので、すでに会社独自の様式を使用している事業場では注意してください。

①　年次有給休暇の時間単位付与（労働基準法第39条）

労使協定により、年次有給休暇について５日の範囲内で時間を単位として与えることができます。

新たな追加	時間単位年休（有・無）

②－１　月60時間を超える時間外労働に対する割増賃金率の引上げ（労働基準法第37条）

１か月について60時間を超えて時間外労働させた場合には、その超えた時間外労働について、法定割増賃金率が以前の２割５分以上の率から５割以上の率に引上げられました（中小事業主を除く）。

②－２　限度基準を超える時間外労働に対する割増賃金率の引上げ（告示第３条）

限度時間を超えて60時間以内の時間外労働をさせた場合には、割増賃金率を法定割増率（２割５分）を超える率とするよう努めることとされました。

新たな追加	法定超　月60時間以内 （　　）％ 月60時間超 （　　）％

③　月60時間を超える時間外労働に対する代替休暇（労働基準法第37条）

１か月について60時間を超えて時間外労働を行わせた労働者について、労使協定により、法定割増賃金の引上げ（以前の２割５分以上の率から５割以上の率への引上げ）分の割増賃金の支払に代えて、有給の休暇を与えることができます（中小事業主を除く）。

新たな追加	代替休暇（有・無）

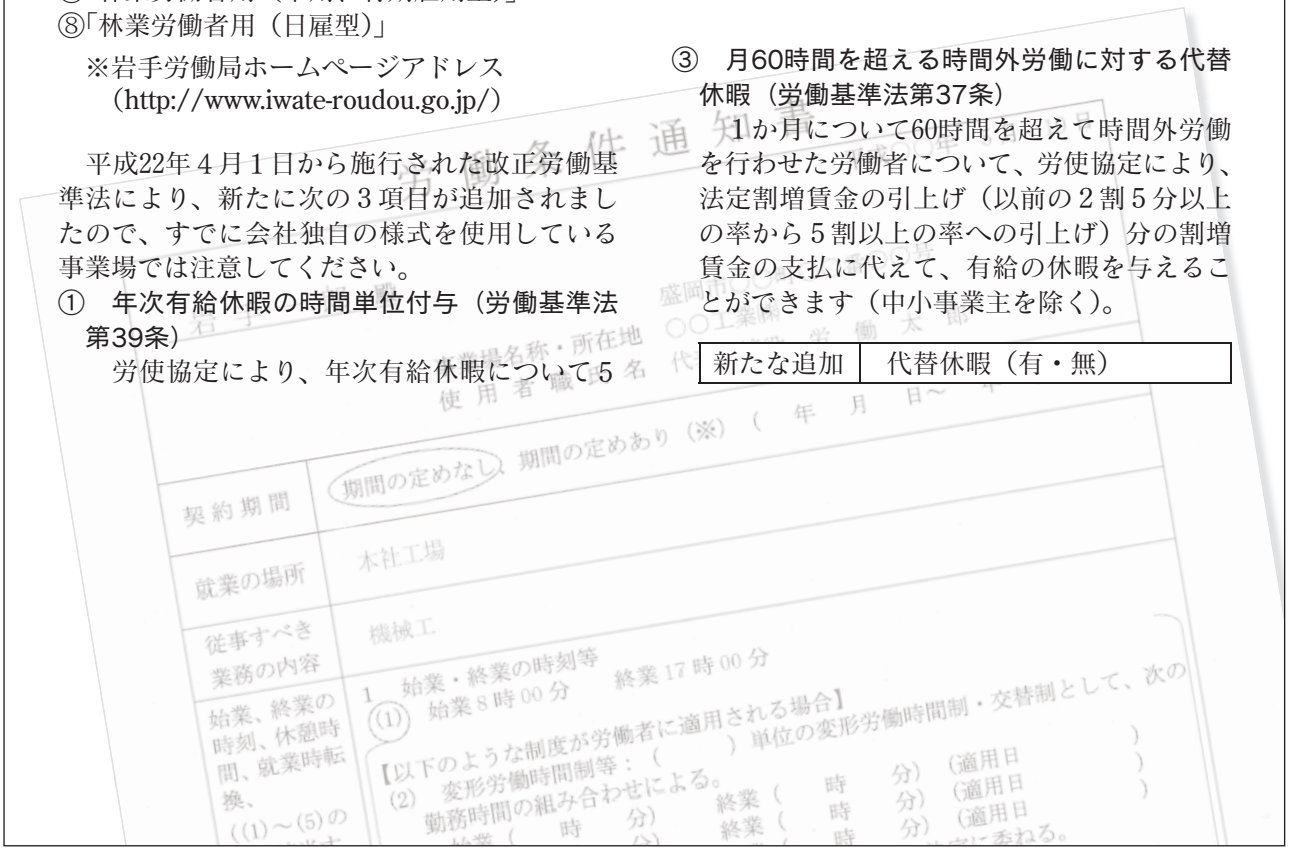

新会員事業所のお知らせ　２月に加入された事業所をご紹介いたします

支部名	事　業　所　名	所在地
花　巻	ビックオイル花南給油所	花巻市
花　巻	New NISSEI Technology Corporation㈱　花巻工場	花巻市

支部名	事　業　所　名	所在地
大船渡	東北建工企業㈲　大船渡営業所	陸前高田市
二　戸	New NISSEI Technology Corporation㈱　一戸工場	一戸町

岩手労働局長認定　《２月認定分》　快　適　職　場　事　業　場

認定番号	事　業　場　名	市町村名
777	樋下建設株式会社 紫波町下川原ポンプ場建設工事事務所	盛岡市
778	株式会社　岩手日建工業 森山地区工業団地造成工事	胆沢郡

(公財)岩手労働基準協会人事

新採用

役職名	氏　名
一関支部事務局次長	熊　谷　篤　志

死　亡　災　害　速　報　（２月）

■盛岡署　道路貨物運送業　２月14日　男(52)　はさまれ・巻き込まれ

建築現場に床材を搬送するために入場し、荷降ろし作業は終了していたが、積載型トラッククレーンのエンジンからクレーン部に動力を伝えるシャフトに右手を巻き込まれ、顔、腹部を挟まれた状態で死亡していた。

第三種郵便物承認平成23年４月１日発行労働基準情報岩手

講習会のおしらせ

23年６月迄のご案内

区分	講習名	実施日	場所	定員	申込先	受講料	テキスト代
技能講習等	有機溶剤作業主任者技能講習	5/10(火)～11(水)	岩手県トラック協会総合研修会館	100	本部	9,450	1,680
	石綿作業主任者技能講習	5/18(水)～19(木)	岩手県トラック協会総合研修会館	100	本部	9,450	1,470
	酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習	6/1(水)～3(金)	岩手県トラック協会総合研修会館	40	本部	15,225 (一部免除者) 13,125	2,310
		6/1(水)～2(木)・6(月)	岩手県トラック協会総合研修会館	40	本部		
	玉掛け技能講習	4/6(水)～8(金)	岩手県自治会館他	30	盛岡支部	21,000 (一部免除者) 18,900	1,600
		4/11(月)～13(水)	花巻市技術振興会館他	30	花巻支部		
		4/11(月)～12(火)・14(木)	花巻市技術振興会館他	30	花巻支部		
		4/12(火)～14(木)	大船渡商工会議所他　中止	30	大船渡支部		
		4/21(木)～23(土)	アイ・ドーム他	30	一関支部		
		4/21(木)～22(金)・24(日)	アイ・ドーム他	30	一関支部		
		5/9(月)～11(水)	花巻市技術振興会館他	30	花巻支部		
		5/9(月)～10(火)・12(木)	花巻市技術振興会館他	30	花巻支部		
		5/17(火)～19(木)	基準協会釜石支部他	20	釜石支部		
		5/17(火)～18(水)・20(金)	基準協会釜石支部他	20	釜石支部		
		6/7(火)～9(木)	大船渡商工会議所他	30	大船渡支部		
		6/7(火)～8(水)・10(金)	大船渡商工会議所他	30	大船渡支部		
		6/13(月)～15(水)	花巻市技術振興会館他	30	花巻支部		
		6/13(月)～14(火)・16(木)	花巻市技術振興会館他	30	花巻支部		
		6/13(月)～15(水)	二戸職業訓練協会	30	二戸支部		
		6/20(月)～22(水)	岩手県自治会館他	30	盛岡支部		
		6/21(火)～23(木)	基準協会宮古支部他	30	宮古支部		
		6/23(木)～25(土)	アイ・ドーム他	30	一関支部		
		6/23(木)～24(金)・26(日)	アイ・ドーム他	30	一関支部		
	フォークリフト運転技能講習 (31時間コース)	4/12(火)～15(金)	基準協会釜石支部他　中止	30	釜石支部	28,350	1,575
		4/12(火)・18(月)～20(水)	基準協会釜石支部他　中止	30	釜石支部		
		4/18(月)～21(木)	花巻市技術振興会館他	40	花巻支部		
		4/18(月)・25(月)～27(水)	花巻市技術振興会館他	40	花巻支部		
		4/18(月)～21(木)	久慈市文化会館他	30	二戸支部		
		4/19(火)～22(金)	盛岡市共同福祉センター他	40	盛岡支部		
		5/10(火)～13(金)	基準協会宮古支部他	30	宮古支部		
		5/10(火)～13(金)	大船渡商工会議所他	30	大船渡支部		
		5/10(火)・16(月)～18(水)	大船渡商工会議所他	20	大船渡支部		
		5/13(金)～15(日)・22(日)	アイ・ドーム他	40	一関支部		
		5/13(金)・28(土)・29(日)・6/4(土)	アイ・ドーム他	40	一関支部		
		5/16(月)～19(木)	花巻市技術振興会館他	40	花巻支部		
		5/16(月)・23(月)～25(水)	花巻市技術振興会館他	40	花巻支部		
		5/23(月)～26(木)	岩手県自治会館他	40	盛岡支部		
		6/14(火)～17(金)	盛岡市共同福祉センター他	40	盛岡支部		
		6/20(月)～23(木)	花巻市技術振興会館他	40	花巻支部		
		6/20(月)・6/28(火)～30(木)	花巻市技術振興会館他	20	花巻支部		
		6/27(月)～30(木)	二戸職業訓練協会	30	二戸支部		
	フォークリフト運転技能講習 (11時間コース)	6/20(月)・27(月)	花巻市技術振興会館他	20	花巻支部	11,550	1,575

区分	講　習　名	実　施　日	場　所	定員	申込先	受講料	テキスト代
技能講習等	小型移動式クレーン運転技能講習	4/5(火)～7(木)	花巻高等職業訓練校他	30	花巻支部	27,300 (一部免除者) 25,200	1,500
		4/12(火)～14(木)	基準協会宮古支部他	30	宮古支部		
		5/16(月)～18(水)	盛岡市共同福祉センター他	30	盛岡支部		
		5/16(月)～17(火)・19(木)	盛岡市共同福祉センター他	30	盛岡支部		
		5/18(水)～20(金)	久慈市文化会館	30	二戸支部		
		6/1(水)～3(金)	花巻市技術振興会館他	30	花巻支部		
		6/9(木)～11(土)	アイ・ドーム他	30	一関支部		
		6/9(木)～10(金)・12(日)	アイ・ドーム他	30	一関支部		
		6/14(火)～16(木)	基準協会釜石支部他	20	釜石支部		
		6/14(火)～15(水)・17(金)	基準協会釜石支部他	20	釜石支部		
	安全衛生推進者養成講習	5/30(月)～31(火)	花巻市技術振興会館	60	花巻支部	8,400	1,260
特別教育講習	アーク溶接特別教育	5/9(月)～10(火)	岩手県自治会館他	60	盛岡支部	8,400 9,450	1,050
		6/23(木)～24(金)	大船渡職業能力開発センター	30	大船渡支部		
	クレーン運転業務特別教育	5/24(火)～25(水)	基準協会宮古支部他	40	宮古支部	8,400 9,450	1,500
		6/8(水)～9(木)	基準協会釜石支部他	40	釜石支部		
	小型車両系建設機械運転業務特別教育	5/20(金)～21(土)	花巻市技術振興会館他	20	花巻支部	12,900 13,950	1,600
		6/2(木)～3(金)	基準協会宮古支部他	40	宮古支部		
	低圧電気取扱業務特別教育	6/29(水)	基準協会宮古支部	40	宮古支部	6,300 7,350	630
	粉じん作業特別教育	6/27(月)	岩手県自治会館	30	盛岡支部	4,200 5,250	630
その他	職長教育	4/12(火)～13(水)	アイ・ドーム	40	一関支部	11,550 12,600	840
		4/26(火)～27(水)	基準協会釜石支部	30	釜石支部		
	職長・安全衛生責任者教育	5/19(木)～20(金)	アイ・ドーム	40	一関支部	11,550 12,600	1,470
		5/30(月)～31(火)	岩手県自治会館	50	盛岡支部		
		6/16(木)～17(金)	大船渡商工会議所	40	大船渡支部		
	新入者安全衛生教育	4/13(水)	岩手県自治会館	60	盛岡支部	4,725 5,775	630
	安全担当者研修会	6/10(金)	岩手県自治会館	100	盛岡支部	1,000 1,500	
	安全管理者選任時研修	4/18(月)～19(火)	岩手県自治会館	100	本　部	12,600 14,700	1,260
		5/26(木)～27(金)	基準協会釜石支部　中止	30	釜石支部		
	第1種衛生管理者試験準備講習	6/16(木)～17(金)及び 6/23(木)～24(金) の4日間	岩手県自治会館	100	本　部	12,600 14,700	6,300
	第2種衛生管理者試験準備講習	6/13(月)～15(水)	岩手県自治会館	100	本　部	10,080 12,180	4,410

■ 特別教育及びその他の講習の受講料は、上段＝会員、下段＝会員以外です。
■ 受講料・テキスト代は消費税込みです。　■ 定員になり次第、申し込みを締め切ります。
■ 上記以外の講習については、最寄りの支部にお問い合わせください。

問い合わせ・申込先・メールアドレスは下欄をご覧ください

岩手労働基準協会お問い合わせ先

	電話番号	FAX番号	E-mail アドレス
本　部	019-623-6521	019-623-6424	honbu@iwateroukikyo.com
盛岡支部	019-622-0682	019-622-0634	morioka@iwateroukikyo.com
宮古支部	0193-62-4906	0193-62-4906	miyako@iwateroukikyo.com
釜石支部	0193-22-3944	0193-22-3944	kamaisi@iwateroukikyo.com
花巻支部	0198-24-9511	0198-23-6303	hanamaki@iwateroukikyo.com
一関支部	0191-23-7729	0191-23-7720	ichinoseki@iwateroukikyo.com
大船渡支部	0192-27-3797	0192-27-8974	ofunato@iwateroukikyo.com
二戸支部	0195-23-5521	0195-23-0419	ninohe@iwateroukikyo.com

「石綿救済法」による特別遺族給付金の請求期限は平成24年３月27日までです。

第三種郵便物承認平成23年４月１日発行労働基準情報岩手

クイズでゲット

今月号は中止させていただきます

● ３月号の正解　②

監修：中災防、マンガ：ミヤチ　ヒデタカ

川柳コーナー

川柳原生林社　編集長　中 島 久 光

アナログのゆったり感を捨てられず

時代はデジタル化一辺倒ですが、頭の中も身体の方もなかなかそうは行きません。アナログの物や態度を見たりするとなんとなく安心します。手作業のよさが見直されます。

（川柳原生林２月号〈杜若〉竹本よし作品より）

編集後記

岩手の死亡災害（２月末）

製造業	0	（1）
鉱業	0	（0）
建設業	0	（0）
運輸業	1	（1）
林業	0	（2）
商業	0	（0）
その他	0	（1）
累計	1	（5）

（　）内は前年同期

発　行　平成23年４月１日
定価　１部　100円
（会員事業所の購読料は年会費に含む）

発　行　所　公益財団法人岩手労働基準協会／盛岡市大通一丁目１－16
岩手教育会館7Ｆ／〒020－0022／☎019－623－6521
FAX019－623－6424

編集・発行人　中　村　靖　夫